平成２３年（フ）第４２９号
山梨県甲府市中央２丁目７番40号
債務者　志村　　智
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６３号
長野県松本市大字寿豊丘1181番地２　フレグランス・シティＤ202号
債務者　名取　幸弘
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５６２号
岐阜県各務原市上戸町４丁目118番地　東海ハイツＡ
債務者　坂井田　強
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４４７号
静岡県裾野市茶畑1440番地　茶畑団地３―107
債務者　内山裕紀男
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４４８号
静岡県裾野市茶畑1440番地　茶畑団地３―107
債務者　内山由美子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３５２号
滋賀県草津市平井１丁目16番20号　メゾンド・シスクルール201号、前住所滋賀県草津市下笠町98番地
債務者　大西　紬月（改名前大西ちか子）
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５１号
滋賀県甲賀市水口町本町３丁目１番12号
債務者　立岡　　剛
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６５号
大津市北大路３丁目25番32―302号
債務者　中村　義士
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７１号
大津市大江７丁目２―44　ハイツ澤田102号、住民票上の住所大津市南郷４丁目10番18号
債務者　田中　正彦
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７９号
滋賀県草津市渋川２丁目５番15号　コーポ富士Ａ―306
債務者　森　　彰子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８２号
大津市茶が崎３番６　ルネ大津皇子ヶ丘ロイヤルビュー701号室、前住所滋賀県高島市勝野611番地
債務者　梅川あき子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８５号
滋賀県栗東市目川439番地３
債務者　藤本リキオこと　ＦＵＪＩＭＯＴＯ　ＲＩＣＡＲＤＯ　ＲＩＫＩＯ
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８６号
大津市皇子が丘１丁目10番11号　松之荘３号
債務者　森丘　耕作
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９５２号
広島市南区宇品神田３丁目10番14―103号、申立時の住所広島市南区青崎２丁目19番１―705号
債務者　登地　　彰
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１９５号
広島市安佐北区可部２丁目22番16号
債務者　柴田　倫子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６７号
福岡県八女市吉田1191番地　筑水会病院、住民票上の住所福岡県久留米市日吉町114番地４　藤井ビル301号
債務者　能塚　　剛
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第４８号
宮崎市神宮西２丁目198番地１　コーポ平山405号、前住所宮崎市鶴島１丁目９番５号
債務者　山本　　修
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
宮崎地方裁判所都城支部